

# 令和5年度 喜入中学校部活動規定

令和5年4月5日 部活動係

## 1 方針

顧問の指導のもと、生徒の自主的・自治的活動により、一人一人の趣味や特技を伸ばし、健全な精神と体力の向上、よりよい仲間づくりをめざす。

## 2 部の設置

部の設置にあたっては、生徒の希望並びに学校の設備や顧問教師の有無を考慮すること。

## 3 部の廃部

新入部員募集後（発足式）までに、新1・2年生の人数が、部活動可能人数（本校単独で中体連の団体戦として大会に出場ができる最少の人数）を2年間満たさない部は、廃部対象とし、次年度の新入部員の募集を停止する。

※ 美術部及び吹奏楽部では、職員の配置(常勤、非常勤、専門性)を考慮して、継続または休部についてその都度協議する。

## 4 部活動規約について

(1) 下記の列車時刻に間に合うように練習を終了する。

| 期 間          | 練習終了      | 徒歩・自転車 | JR生徒  | 下 校 列 車 |
|--------------|-----------|--------|-------|---------|
|              |           | 下校完了   | 上 り   | 下 り     |
| 4月～体育大会      | 18:30     | 18:45  | 18:54 | 18:54   |
| 長期休業・土曜授業    | 遅くとも16:30 | 16:45  | 17:20 | ※16:44  |
| 体育大会～実力テスト   | 18:00     | 18:15  | 18:37 | ※17:58  |
| 実力テスト～学年末テスト | 17:30     | 17:45  | 17:58 | 17:58   |
| 学年末テスト～3月    | 18:00     | 18:15  | 18:37 | ※17:58  |

(2) 練習の開始時刻については、帰りの学活終了後を開始とする。

(3) 生徒会活動や学校行事(合唱・体育大会・文化祭等)での学級の活動は、原則として 17時までとする。また、遅れる場合は事前に顧問の先生に届ける。

(4) 練習終了後は、部活動終了後上記表に従い、校門を出る。

(5) 下校時のルール

- ① 買い食い ② 自転車のマナーについて（二人乗り、並進の禁止。ヘルメット着用の徹底）
- ③ 駅、列車内のマナー

(6) **平日1日(基本は水曜日)、土日1日の休養日**を設ける。土日が大会の場合は月曜日に休養日を設ける。

1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休日で3時間程度とする。（H30スポーツ庁ガイドラインより）

- ① 服装は、学制服・学校ジャージ・部で指定されたものとする。
- ② バッグは、補助バッグ、もしくは部活動で指定されたものとする。
- ③ 通学方法は平常の通学方法で行う。自転車通学生のみ自転車可とする。  
自転車置き場は、顧問が指定し、きちんと整頓する。

(7) 放課後以外の活動（朝練・昼練）が必要な場合（※県大会に関わるシード権獲得等の試合前など）は、活動計画書(場所・期間・時間・指導者・内容等)を作成し、学校長の許可を得て、職員会議で承諾を受ける。その際は、必ず活動計画者に記載した指導者がついて行く。尚、原則として、昼休みは学級での活動や仲間づくりに心がけるものとする。

(8) 早朝（7時～7時45分）は、自主トレーニングとして、ランニングなどの体力作りが出来るように校庭を開放する。

(9) 定期テストの練習停止について

学期末テスト………**テスト7日前**から停止する。

※ テスト期間中の大会については、県大会などへの出場権を得るため、もしくはシード権や次へつながる大会でない場合は、大会出場は見送る。テスト期間に上記の大会が行われる場合は顧問会及び職員会において練習継続の了承を受ける。テスト期間中は朝・昼の練習も中止する。

(10) 長期休業中の練習については、別途計画する。

(11) 都合により練習を休む場合は顧問の先生に連絡を取り、無断で休むことの無いようにする。

(12) 練習計画を作成し、計画的な練習を心がける。

(13) 引退後の部活動の参加は原則として認めない。ただし、高校入試で実技がある生徒については、

12月以降、個別に学年・顧問に許可を受けて指導を受けることができる。それ以降は卒業式後から学

年・顧問の先生方の許可を得て練習に参加できる。

## 5 退部について

退部する際は、本人が顧問から『退部届』をもらい、必要な事項を記入して担任・校長に印鑑をもらい、顧問に提出する。

## 6 学校生活で・・・

### (1) あいさつの奨励

(校内だけではなく、他に対しても気持ちのよいあいさつを。)

### (2) 模範となる生徒像

(日々の課題、提出物の期限厳守、ボランティアへの積極的な取り組み、忘れ物をしない等、他の生徒の模範となるような学校生活を送る。)

### (3) 部室や練習場の清掃の整理整頓、清掃をきちんとする。

(練習態度、生活態度で問題があった部については、顧問会において話し合い、部活動停止の措置を取る場合がある。)

### (4) 保健体育の授業を見学したもの(体育服忘れ)は、原則として部活動も見学する。

### (5) 安全には特に留意するよう心がける。

※水分の補給と休息で負担のかからないように心掛ける。 **AED**は体育館の入口前に常設。

### (6) 土曜授業時等の昼食について

① 原則として弁当持参とする。

② 飲物については、家庭から水筒またはスポーツボトルに入れて持ってくる。ペットボトル不可。

③ 昼食をとる場所は、指定した場所とする。後始末は責任を持って行うこと。

## 7 青少年育成の日(第3土曜日)や地域行事等について

地区・集落・子供会等の活動計画の連絡があったところについては、積極的に参加すること。尚、試合と重なった場合(練習試合は除く)や試合が近い場合は、地域と連絡をとること。

## 8 キャプテン会について

部活動中のケガ予防や各部活動の活動報告のために、以下の日程でキャプテン会を行う。参加者は、部活動係、養護教諭、各部活動のキャプテンとする。場所は、多目的室もしくはミーティングルームで行う。

4月7日(金)

5月8日(金)

7月11日(火)

9月5日(金)

12月15日(金)

2月9日(金)

## 部活動生の対応並びに大会出場規制について

### 1 目的

部活動規定に従い活動する部活動において、学校のルールや違法行為、部活動規定を守れない場合、もしくは学校代表としてふさわしくない身なり・行動をとったとき などの対応について共通理解、申し合わせをする。

### 2 該当ケース

ア 違法行為(万引き、喫煙、暴力、恐喝他 法律や条令など守れない場合)

イ 中体連のルールに違反する身なり、行動など

(髪染め、脱色、パーマ、眉そり、補導、極端な服装違反)

ウ 喜入中学校のルール違反・部活動規定違反など

### 3 対応・規制について

※ア・イの場合(1週間～2週間)

① 発覚後すぐに指導し、一番近い大会は出場させず、反省期間を設ける。

(一番近い大会が数ヶ月先の場合は考慮する)

② 大会引率は顧問の判断とする。

③ 部活動を中止にするよりボランティアなどの活動を実施。(全員か該当者だけかは顧問に任せる)

④ 反省期間で反省がみられないが場合は反省期間を延長しても良い。

⑤ 保護者会へも連絡し理解・支援をもらう。

※ウの場合(3日間～1週間)

① 発覚後すぐに指導し、ボランティアなどの活動(反省期間)を実施する。

(全員か該当者だけかは顧問に任せる)

② 反省期間で反省がみられないが場合は反省期間を延長しても良い。

③ 保護者会へも連絡し理解・支援をもらう。※ 顧問の判断がつかねる場合は顧問会で協議する。

☆この規定は、地域移行が導入される2学期以降は変更点が出ることがあります。